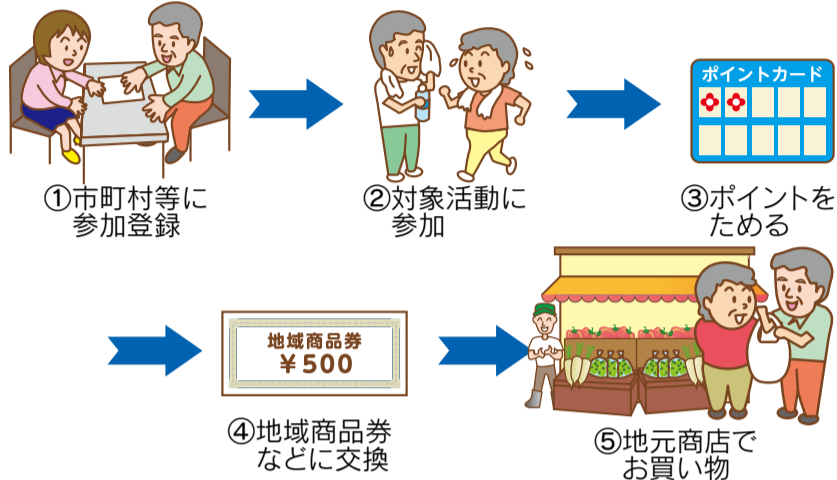


高齢者の健康増進・社会参加活動の促進に向けて ～高齢者元気度アップ地域活性化事業に取り組んでいます～

65歳以上の高齢者の方々の「健康づくり」や「ボランティア」、若い世代の方々と一緒にグループで取り組む「互助活動」など、高齢者の健康増進や社会参加、地域の互助活動の活性化を促すための市町村の取り組みを支援しています。

高齢者元気度アップ地域活性化事業の流れ

事業を導入した市町村で、あらかじめ登録された高齢者の方や高齢者を含むグループに、活動内容に応じてポイントを差し上げます。貯まったポイントは、地域商品券などに交換できます。



ポイントの対象となる活動例

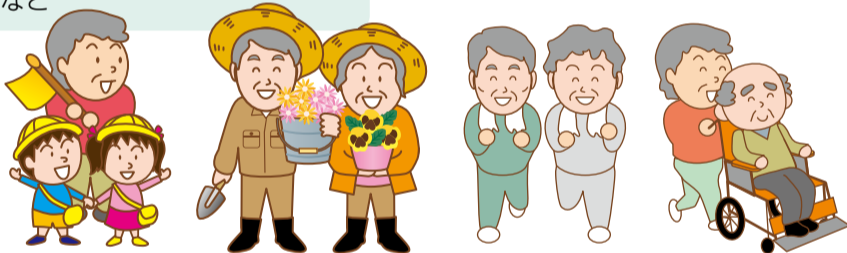
個人で

- 健康診査や健康教室
特定健診、介護予防・認知症予防教室、交通安全教室などへの参加
- 地域貢献活動
安全パトロール、公園や花壇、道路などの美化清掃など
- 介護施設等ボランティア
介護保険施設等での行事・レクリエーションなどの手伝い、話し相手など

グループで

- 高齢者を支援する活動
高齢者の見守り、声かけ、高齢者や介護者の仲間づくりの支援など
- 地域活性化の活動
集落の花壇管理、美化活動、地域パトロールや子育て支援など

※市町村によって、事業の実施状況や対象となる活動は異なります。



近所の見守り・支え合いなどの高齢者のさまざまな活動が地域を支える力になります。

問い合わせ先 県庁介護福祉課 ☎099(286)2701

里親制度をご存じですか ～子どもたちの里親となってくださる方を求めています～

子どもが明るく健やかに成長していくためには、温かい家庭が大切です。

県では、子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を里親として登録し、保護の必要な子どもの養育をお願いしています。

里親制度とは

親の事故や病気などさまざまな事情により自分の家庭で暮らすことの出来ない子どもたちを、家族の一員として家庭に迎え入れ、児童福祉法に基づいて養育して下さる方(里親)に、養育をお願いする制度が「里親制度」です。



※里親は4種類に分類されています。特別な資格は必要ありません。

養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
保護者のいない、または保護者が養育することが適当でない子どもを養育する里親	虐待を受けたり、障がいがあるなど専門的な援助が必要な子どもを養育する里親	実親が死亡、行方不明などの子どもを祖父母など扶養義務のある親族が養育する場合の里親	養子縁組により養親となることを前提に養育する里親

里親になるには

1. まずは児童相談所に相談

お近くの児童相談所で里親担当の職員が制度について詳しく説明します。

2. 研修を受講

希望される里親の種類に応じて、研修を受講していただきます。

3. 里親登録に申し込み

申し込み後、児童相談所の職員がご家庭にお伺いし、子どもを預かることができる状況にあるか確認します。

4. 里親の認定・登録

県社会福祉審議会で審議後、知事により里親として認定・登録されます。

5. 里親として養育開始

子どもとの面会や外出、里親宅への宿泊などの交流を繰り返した後、子どもの養育を委託されます。

●サポート体制

子どもを養育する上でのさまざまな相談に対応する里親支援専門相談員を、県内10カ所の施設に配置しています。

また、里親の方々の任意団体である里親会(☎099-256-6789)では、子育てに関する研修や里親同士の交流活動を行い、里親ならではの悩みや苦勞を話し合う場を提供しています。

児童相談所の連絡先	中央児童相談所	☎099(264)3003
	大隅児童相談所	☎0994(43)7011
	大島児童相談所	☎0997(53)6070

問い合わせ先 県庁子ども福祉課 ☎099(286)2771 鹿児島県 里親制度 [検索](#)

10月は『個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間』です ～職場のトラブル解決!!あっせんをご利用ください～



「あっせん」とは、労働者個人と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合に、あっせん員※が公正・中立な立場で、双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

労働者、事業主のどなたでも利用できますので、まずは労働委員会事務局へお気軽にご相談ください。

※あっせん員は、県労働委員会委員の公益委員(弁護士、大学教授等)、労働者委員(労働組合役員等)、使用者委員(会社経営者等)の三者で構成されています。

あっせんの特色

- ・三者構成で公正・中立!
- ・手続は簡単。迅速処理!
- ・利用は無料。秘密厳守!

あっせん事例

労働者Aさんは、会社から業績不振による業務縮小を理由に解雇を告げられた。Aさんは会社の対応に納得できないとして、解雇の撤回を求めてあっせんに申請した。

(あっせん経過)

会社は「業績不振により人員削減が避けられないため、業務成績に問題があるAさんに解雇を告げた」と主張した。あっせんの結果、解雇は撤回できないが、会社がAさんに解決金を支払うことで双方が合意し、解決した。



無料相談会&夜間電話相談のお知らせ

○労働委員会委員による「労働に関する無料相談会」(申し込み不要、予約可能)

・10月19日(日) 受付時間:午前10時～午後3時30分
鹿児島市勤労者交流センター
(鹿児島市中央町10 キャンセビル7階)

・10月21日(火) 受付時間:午前10時30分～午後3時
霧島市国分公民館
(霧島市国分中央3-45-1)

・10月28日(火) 受付時間:午後2時30分～午後4時30分
県庁15階労働委員会

○労働に関する夜間電話相談(☎099-286-3943)

・10月1日(水)、10月10日(金) 午後8時まで(事務局職員が対応)
※毎月第4火曜日に、委員による定期相談会(無料)も開催しています。

午後2時30分～午後5時(受付時間:午後4時30分まで)県庁15階労働委員会

秘密は守られますので、労働者も事業主もお気軽にご利用ください。



問い合わせ先 県労働委員会事務局 ☎099(286)3943 鹿児島県労働委員会 [検索](#)